

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年9月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第28号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「右京区役所地域力推進室京北地域活性化担当部長」を「文化市民局地域自治推進室地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」に改める。

第4条第1項中「文化市民局地域自治推進室地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」を「右京区役所地域力推進室京北地域活性化担当部長」に改める。

第5条第9号を次のように改める。

(9) 産業観光局新産業振興室企業立地・ライフイノベーション担当部長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)